

大田原市犯罪被害者等支援条例 が制定されました。

犯罪被害者等への支援

誰もが、思いもよらず犯罪等の被害者やその家族または遺族（以下、「犯罪被害者等」）になり得るおそれがあります。犯罪被害者等は、大切な家族を失い、障がいを負う等の直接的な被害により心身に影響を受けて、日常生活が困難になるほか、経済的な負担や周囲の無理解又は配慮に欠けた対応、報道機関による過剰な取材等により、二次的被害に苦しめられていることも少なくありません。大田原市では、犯罪被害者等に対する姿勢を示すだけでなく、国や栃木県、栃木県警察、公益社団法人被害者支援センターとちぎ等の犯罪被害者支援団体及び関係機関等と相互に連携を図り、社会全体で犯罪被害者等を支え、必要な施策を総合的に推進していく方向性を示すために、大田原市犯罪被害者等支援条例を制定しました。

大田原市犯罪被害者等支援条例の制定

大田原市犯罪被害者等支援条例を制定し、令和4年（2022年）4月1日から施行されます。

大田原市は、犯罪被害者等に寄り添いながら、関係機関等との連携・協力を図ることで、支援の垣根を越えて、一歩踏み込んだ支援に取り組んでまいります。犯罪被害者等が受けた心身等の影響から、少しでも早く回復され、経済的な負担が少しでも軽減し、再び平穏な生活を営むことができるように市民の皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

大田原市の犯罪被害者等支援

総合支援相談窓口の設置

犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じるため、危機管理課内に「総合支援相談窓口」を開設します。犯罪被害者等の精神的負担を軽減するため、個室の相談室を確保するなどのプライバシー等に配慮したうえで、相談内容をうかがいます。ひとりで悩まず、まずは下記へお問い合わせください。

TEL：0287-23-9301

FAX：0287-23-8895

E-mail:kikikanri@city.ohawara.tochigi.jp

【受付時間】 月～金 8:30～17:15
(土日、祝日、年末年始を除く)

見舞金の支給

殺人や傷害等の故意の犯罪行為による被害に遭った場合、被害後に直面する経済的負担を軽減する目的で被害者、ご家族・ご遺族に対して見舞金を支給します。

遺族見舞金 300,000円

犯罪行為により死亡した者で、死亡時に大田原市民であった者（以下、「死亡被害者」）の遺族に支給。

重傷病等見舞金 100,000円

犯罪行為による負傷又は疾病の療養期間が1月以上であり、精神疾患の場合、前記1月の療養期間のほか、3日以上労務に服することができない状態である場合に、被害者本人（大田原市民）に支給。

居住の安定

犯罪被害者等は、被害に遭ったことで、これまでの住居に住み続けることが困難になることがあります。大田原市では、犯罪被害者等が公募によらず、市営住宅への入居を可能とする措置を講じることで、犯罪被害者等の居住の安定を図ります。また、犯罪被害者等の希望に応じ、栃木県と連携して、県営住宅の入居に向けた連絡・調整を実施します。

その他の支援

大田原市は、市民の生活を生涯にわたって関わっていく最も身近な存在で、各種保健医療、福祉制度等の実施主体です。犯罪被害者等からの相談に対して、関係各課が連携した体制をとることで、既存の支援制度のご案内や必要な申請手続きをスムーズに行うなど、犯罪被害者等を支援していきます。

見舞金の申請対象者とは？

遺族見舞金の支給申請対象者（条例第8条第2項第1号に規定）

～「死亡被害者（大田原市民）」の遺族（以下、「第1順位遺族」）

※「第1順位遺族」とは、遺族見舞金の支給を受けられる遺族順位（以下の①～⑪）のうち、該当する最も小さい数の順位の遺族が支給申請対象

- ◎①死亡被害者の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情も含む）
- ◎死亡被害者の収入により生計を維持していた
 - ②当該死亡被害者の子（事実上養子縁組関係と同様の事情も含む。）、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹
- ◎前号に該当しない死亡被害者の
 - ⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹

※第1順位遺族が2人以上の場合、代表者を選任（当該代表者に対し支給した場合、第1順位遺族全員へ支給したものとみなす。）

重傷病見舞金の支給申請対象者（条例第8条第2項第2号に規定）

～見舞金の支給を受けられるのは、「犯罪行為」により、重傷病を負った被害者本人（大田原市民）

重傷病の定義（条例第2条第1項第10号）

～重傷病については、下記のいずれにも該当すること。

- ◎犯罪行為による負傷又は疾病の療養期間が1月以上、精神疾患の場合には、前記1月の療養期間のほか、3日以上労務に服することができない程度であること。
- ◎犯罪被害者が当該被害に係る被害届を警察に届出し、受理されていること。
- ◎医師または歯科医師による診断書（犯罪行為による負傷若しくは疾病の発症日時、負傷程度の記載）

対象となる犯罪、見舞金支給の開始時期

「犯罪行為」について（条例第2条第1項第7号に規定）

日本国内又は日本国外にある日本船舶内、若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（正当行為、正当防衛、過失による行為を除きます。）

見舞金支給の開始時期

条例の施行日（令和4年4月1日）以降に発生した犯罪行為による死亡被害者の遺族、又は重傷病を負った被害者に適用されます。

申請の期限

見舞金の申請期限は、当該犯罪行為による死亡若しくは重傷病の発生を知った日から1年を経過したとき、又は、当該死亡若しくは重傷病が発生した日から2年を経過したときは、申請することができません。

ただし、当該犯罪行為の加害者により、身体を自由を不当に拘束されていたこと等のやむを得ない理由により、規定の期間を経過する前に申請することができなかつたと市長が認めるときには、その理由が止んだ日から6カ月以内に限り、見舞金の申請をすることができます。

申請に必要な書類

遺族見舞金

遺族見舞金支給申請書、犯罪被害に関する申立書、添付書類（死亡診断書・死体検案書等、死亡被害者との続柄を明らかにできる戸籍謄本等、遺族見舞金の申請者が死亡被害者と事実上婚姻関係にあったことを証明できる書類、遺族見舞金の申請者が配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情も含む）以外の者であるとき、第1順位遺族であることを証明できる書類、申請者が死亡被害者の収入により生計を維持していた事実を確認できる書類、申請者の身分証の写し、その他市長が必要と認める書類）。

重傷病見舞金

重傷病見舞金支給申請書

犯罪被害に関する申立書

添付書類（当該犯罪行為により負傷したこと等を証明する医師又は歯科医師の診断書、当該被害に係る被害届が警察に受理されていることを証明する書類、申請者の身分証の写し、その他市長が必要と認める書類）。

見舞金が支給されない場合とは？

- ◎犯罪行為被害者又は第1順位遺族と加害者との間に、夫婦（事実上婚姻関係と同様の事情も含む）、直系血族、3親等内の親族関係がある場合。（但し、DVによる保護命令が発せられていた場合、児童虐待・高齢者虐待・障害者虐待等の被害により、犯罪行為被害者の生命、身体に重大な危険が生じていた場合には支給されず。）
- ◎犯罪行為の被害について、犯罪行為被害者に当該犯罪行為を教唆・ほう助する行為や、過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等犯罪行為を誘発する行為、当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為があった場合。
- ◎犯罪行為被害者が当該犯罪行為を容認していたこと、大田原市暴力団排除条例に規定する暴力団員、暴力団員等、密接関係者に該当する場合。
- ◎当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族等の生命・身体に重大な害を与えた場合。
- ◎見舞金を支給することが社会通念上、適切でないとして市長が認めた場合。

給付決定の取り消し・見舞金の返還を求める場合とは？

- ◎偽り、その他不正な手段により見舞金の支給決定又は支給を受けたとき。
- ◎条例又は規則の規定に違反したとき。